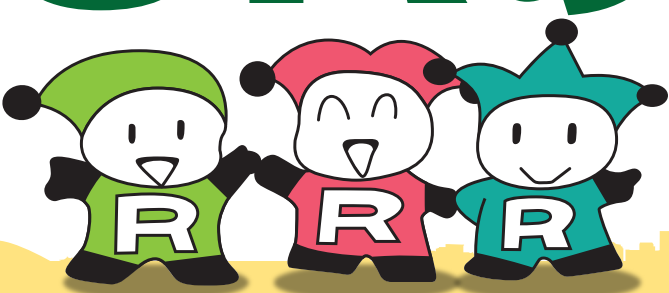


スリーアール

3Rのスズメ。

2021
第34号
春



常寂光寺の青紅葉

3R支援センターでは 企業の3Rの取組を支援します

社会は新型コロナウイルスの収束に至らない状況ですが、山々や街路の木々は今年も変わらない新緑の季節を迎えています。7月には延期された東京オリンピック・パラリンピックが開催されますが、ワクチンの接種が進み賑やかな大会になることを祈るばかりです。
3R支援センターでは、引き続き企業の産業廃棄物の3R取組を支援してまいります。
次に主な支援メニューを紹介いたしますので、皆様方も是非ご活用ください。

1 3R技術開発等支援補助事業

産業廃棄物の3Rに関する「研究・技術開発等分野」、「施設整備分野」、リサイクル製品等の「販路開拓等分野」、「IoT技術導入等分野」に昨年度から「建設系産業廃棄物AIロボット開発導入分野」を追加して補助内容を充実しています。

◎令和3年度京都府3R技術開発等支援補助金メニュー概要

	補助対象事業の概要	補助率
研究・技術開発等分野 補助額：500～10,000(千円)	産業廃棄物の3R、その他の資源循環に係る研究・技術開発を行う事業	1/2 以内
リサイクル施設等整備分野 補助額：500～10,000(千円)	産業廃棄物の発生抑制、再生利用に係る施設を整備する事業	1/3 以内
販路開拓等分野 補助額：200～1,000(千円)	産業廃棄物の3Rその他の資源循環に資する製品等の販路開拓等を行う事業	1/2 以内
IoT技術導入等分野 補助額：200～10,000(千円)	産業廃棄物の3R促進のためにIoT技術を活用する事業	1/3 以内
建設系産業廃棄物AIロボット開発導入分野 補助額：1,000～12,000(千円)	建設系産業廃棄物選別処理へのAIロボット導入に向けた研究開発・施設整備事業	1/3 以内

次ページへ続く

contents

センター活動レポート 3R支援センターでは企業の3Rの取組を支援します

特集 どう変わる？プラスチック対策の今後～「プラスチック資源循環促進法案」を読む～

2 ゼロエミッションアドバイザー派遣事業

企業における3Rに関する取組等への相談に対応するため、専門知識を有するゼロエミッションアドバイザーを現地に派遣し、産業廃棄物の排出削減、処理コスト削減に関する助言等を実施しています。

派遣先からは、「廃棄物のリサイクル、有価物化が進んだ」、「法律の理解度がアップした」、「社員の教育効果があった」などの声が届いています。廃棄物の減量化や有価物化による経費削減等のため、ご活用ください。



ゼロエミッションアドバイザーによる助言の状況

3 産業廃棄物3R情報等提供事業

産業廃棄物の処理先やリサイクル先に関する相談に対応するため、当センター及び京都府産業資源循環協会に相談窓口を設置して、情報提供を行っています。

また、京都市内と近隣府県の中間処理業者の許可情報と併せて、アンケート調査によるリサイクルフロー、PRポイント、優良処理業者認定等の関連情報を掲載した「産業廃棄物中間処理業者一覧」を作成。ホームページに掲載するとともに、お求めに応じて配布していますのでご利用ください。



4 企業向けの手引き等の作成、講習会等の開催

産業廃棄物の3Rについて、廃棄物処理法等の関係法令の最新の動きをとらえて、各種の参考手引き等を作成するとともに、企業の求めに応じて社員研修会等に講師を派遣して各社における3Rの取組支援を行っています。講師派遣は随時受け付けており、無料ですとお気軽にお申し出ください。

なお、オンラインによる講習についても実施することになっていますので、ご相談ください。



京都府ゼロエミッションアドバイザー派遣事業

経営者注目! **これならできる。廃棄物コスト削減対策**

～廃棄物コストが削減できない原因ご存知ですか?～

京都府内の工場・事業所へ
アドバイザーを無料で派遣します!

NPO法人KES環境機構と一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターは、京都府内企業の廃棄物の削減や適正処理を支援するため、ゼロエミアドバイザー派遣事業を実施しています。アドバイザーは廃棄物処理や環境マネジメントに精通した専門家です。是非ご活用ください。

派遣のメリット
訪問企業アンケート調査より

廃棄物分別・削減の推進	33%
法律の理解度アップ	24%
社員の教育効果	16%
削減可能なコスト削減	11%
削減できない原因の把握	8%
削減できない原因の把握	8%

ゼロエミアドバイザー 効果事例

アドバイスをきっかけにわずか2年で不要物70%の有価物化に成功!

■株式会社メタルカラー三和工場

アドバイスをきっかけに、工場から発生する廃棄物の種類・量を知ることからスタートした同社。の種類の取り組むも、最初の頃は、全く別のものが混ざったりすることもあったのだとか。地道な指導と説明の甲斐あって、今では従業員一人ひとりの分別意識が高まり、徹底的に分別して有価物化を促す引火しています。とりわけ、これまで全量廃棄してきた引火性廃油もアドバイスをきっかけにして9割を有価物化することに成功しています。

分別ボックス
廃棄物は黒色 (左)
有価物は赤色 (右)

まずは、ご相談ください!

廃棄物をもっと減らしたい
処理方法が適切か確認して欲しい
リサイクル業者の情報が欲しい
廃棄物削減に向けて、具体的な対策がたてられていない
減量・リサイクルを向上させるため、社内の減量化計画を見直したい
従業員の環境意識を向上させたい

訪問企業の情報について「守秘義務」を厳守します。

どう変わる?プラスチック対策の今後

~「プラスチック資源循環促進法案」を読む~

去る3月9日、「プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律案」が閣議決定され、今国会に提出されました。海洋プラスチックによる環境問題や気候変動問題、改正バーゼル法による諸外国への廃プラ輸出入規制強化が同法の背景となっています。

マスコミではプラスチックスプーンの有料化が話題となっているこの法案ですが、実際どのような内容なのでしょう。国の公表資料を基に法案を読み解き、法案の体系やプラ循環の施策の内容、事業者に課せられる規制の内容などを見ていきたいと思います。



いつまでも
海がきれい
いたいか
ら。

プラスチックによる海洋汚染が地球規模で問題となっている
(写真は環境省の「プラスチックスマート」のサイトから)

プラスチックのライフサイクル全般で資源循環を推進

まず法案の目的です。第1条で「プラスチックに係る資源循環の促進等」を図るため、「プラスチック使用製品等の使用の合理化」、「プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化」、「事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等」により、「生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」としています。

法律の目指すところはプラスチックの資源循環、そのためにプラ製品の使用の合理化や再商品化、自主回収、再資源化を進めるとしています。

目的の次に国が定める「基本方針」(第3条)があり、個別事項として「プラスチック使用製品設計指針」(第7条)、プラ製品の販売・提供時の削減対策(第28-30条)や、市町村による分別収集・再商品化(第31-38条)、製造・販売事業者等による自主回収(第39-43条)、排出事業者の排出抑制・再資源化(第44-53条)といった規定が定められています。

これらの規定は、プラスチックの「設計・製造」、「販売・提供」、「排出・回収・リサイクル」の各段階に対応し、プラスチックのライフサイクル全般を通じ削減を目指すこととしています。各段階ごとの対策を見ていきましょう。

プラ製品の設計を環境配慮型に転換

プラスチックの「設計・製造」段階の対策として、国は製造事業者等が努めるべき「プラスチック使用製品設計指針」を定めるとしています。プラ製品の減量化や解体しやすい製品、代替素材の導入などの指針を国が作り、指針に適合した商品は国が認定し、認定製品を国が率先して購入(グリーン購入法上の配慮)することにより、環境に配慮された製品の市場拡大を図っていくとしています。

使い捨てプラを減らす

次に「販売・提供」段階です。コンビニ等で使われている使い捨てプラ(スプーン、フォーク等)を削減するため、提供事業者に

対し、ポイント還元、代替素材への転換等使用の合理化を求め、これにより消費者のライフスタイル変革を促すこととしています。ここで関係するのは小売・サービス事業者ですが、法律上は「特定プラスチック使用製品提供事業者」となっています。「特定プラスチック使用製品」とはストロー、スプーン、フォークなどの使い捨てプラで政令で定めるもの、「提供事業者」の業種も政令で定められます。「使用の合理化」は、消費者への意思確認、有料化・ポイント還元、薄肉化・軽量化、代替素材等がイメージされています。

主務大臣は「特定プラスチック使用製品提供事業者」に対し指導・助言、「特定プラスチック使用製品多量提供事業者」に対し勧告・公表・命令できることとなっています。

ここで「多量提供事業者」に対しては、排出抑制が「著しく不十分」な場合は「勧告」、勧告に従わない場合は「公表」、公表後も改善されない場合は「命令」となり、命令違反に対しては50万円以下の罰金となります。この法案で数少ない罰則を伴う規定ですが、これが適用される「多量提供事業者」がどのような事業者になるかは、法案成立後に定められる政令を待たなければなりません。

廃プラを回収・リサイクルする

最後に「排出・回収・リサイクル」段階の対策として、まず市町村ですが、市町村は現在の容器包装リサイクル法に基づく分別収集・リサイクルの仕組みを活用し、廃プラスチックのリサイクルに取り組みます。

次にプラ製品の製造・販売事業者による自主回収が促進されるように、自主回収・再資源化を行う製造・販売事業者は、自主回収・再資源化の計画を作成し主務大臣の認定を受けます。認定を受けた事業者は、廃掃法の業の許可不要でその事業を行うことができます。

さて廃プラスチックの排出事業者ですが、排出事業者は排出抑制や再資源化に取り組むことが求められています。ここでいう「排出事業者」とは「小規模企業者等を除く」とされており、中小

企業基本法に規定する小規模企業者（製造業その他：従業員20人以下、商業・サービス業：従業員5人以下）その他政令で定める者は対象外となっています。

排出事業者は、国が定める判断基準により排出抑制や再資源化等に取り組むこととなります。主務大臣は排出事業者に対し指導・助言、「多量排出事業者」に対しては勧告・公表・命令をすることができ、命令違反の場合50万円以下の罰金としています。

また、自ら排出する廃プラを再資源化する排出事業者は、再資源化事業計画を策定し主務大臣の認定を受けることにより、廃掃法の業の許可が不要となります。

EUでは使い捨てプラの上市を禁止

以上は今回提出された法案の内容ですが、諸外国ではどのようなプラスチック対策を講じようとしているのでしょうか。EUでは昨年6月「特定プラスチック製品の環境負荷低減に関する指令」を策定し、使い捨てプラの種類に応じて禁止するなどの規定を新たに設けました。EU加盟国はPETボトルの分別収集（2025年までに77%、2029年までに90%/重量換算）、PETボト

①設計・製造段階



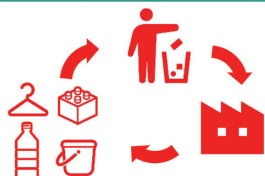
プラ製品の設計を環境配慮型に転換

②販売・提供段階



使い捨てプラをリデュース

③排出・回収・リサイクル段階



排出されるプラを
あまねく回収・リサイクル

ルの再生プラ含有率（2025年までに25%、2030年までに30%）といった目標を定めるとともに、2024年末までに食品容器包装、ウェットティッシュ等の回収・処理費用等を製造業者が負担する拡大生産者責任を導入、更に注目されることとして、今年7月からシングルユースのプラ製品*のEU市場への上市を禁止するという措置にまで切り込んでいます。

*食器、カトラリー（ナイフ、フォーク等）、ストロー、風船の柄、綿棒、酸化型分解性（oxo-degradable）プラで製造された製品

この法案はプラスチックの削減にどの程度の効果を上げ、私たちの生活や経済活動にどのような影響を及ぼすのでしょうか。法律制定後に定められる基本方針や設計・製造段階の設計指針、対象となる「多量提供事業者」や「多量排出事業者」の範囲など具体的な中身を待つ必要がありますが、使い捨てプラの削減や代替製品の普及拡大など、私たちの生活や経済活動に変化をもたらしていくのは確実といえるでしょう。

それは今までの生活様式を変えなければならない「面倒なこと、厄介なこと」であるかもしれません。しかし世界は、プラスチック循環・削減に向け大きく舵を変えていこうとしています。今回の法案は、プラスチック問題に取り組む新たな試みであり、地球環境問題について考えるきっかけ、更により効果的なプラスチック削減対策を考えるきっかけ、新たな産業を生み出すビジネスチャンスととらえる必要があるのではないのでしょうか。



（イラストは環境省の「プラスチックスマート」のサイトから）

事務局より

5月30日（ごみゼロの日）から6月5日（環境の日）を経て6月8日（世界海洋デー）前後の期間を「春の海ごみゼロウィーク」、9月18日（World Cleanup Day）から9月26日までの期間を「秋の海ごみゼロウィーク」として、全国一斉清掃キャンペーンが開催されます。適正に処理されなかったり、ポイ捨てされたりしたごみは、川や海岸から海に流れ込み海洋ごみとなりますが、中でもプラスチックごみは、紫外線を浴びるともろく崩れやすくなる性質があり、波や風の力で細かく砕かれ、マイクロプラスチックとなって海洋を漂い、あるいは海底に沈積することになります。また、魚が摂取したマイクロプラスチックが食物連鎖の過程で人の口に入り、人体に悪影響を与える可能性もあります。海洋ごみの問題は、私たち全員が考え、行動しなければ解決することの出来ない大きな問題です。ポイ捨てなどは論外ですが、日頃から身の回りにあるごみを回収するなど、これ以上海にごみが流れ出てしまわないような行動が求められています。

一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター ニュースレター 「3Rのススメ。」第34号



2021年5月発行（年4回発行）

発行：一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センター

住所：〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地
京都経済センター4階 417号室

T E L : 075-352-0530 F A X : 075-352-0529

E - mail : info@kyoto-3rbiz.org

U R L : <http://www.kyoto-3rbiz.org/>

【構成団体】 京都商工会議所・京都府中小企業団体中央会・一般社団法人長田野工業センター・公益社団法人京都工業会
公益社団法人京都府産業資源循環協会・特定非営利活動法人KES環境機構・京都府・京都市

